

株式会社三次ケーブルビジョン自主放送番組基準

(設置)

第1条 株式会社三次ケーブルビジョンは、三次市圏域の放送として、地域の文化の向上、公共の福祉、地域の産業と経済の繁栄に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼に応える放送を行う。そのために、次の各号に規定するものを基本原則として、自主放送番組の編成基準を定める。

- (1) 基本的人権を尊重し、民主主義の精神の徹底を図る。
- (2) 健全な娯楽として教養、情操、道徳の向上を図る。
- (3) 正確で迅速かつ節度を守り、真実を伝える。
- (4) 三次市圏域の放送として権威と品位を保ち、市民の信頼と要望に応える。
- (5) 災害などの緊急事態にあたっては、率先して情報を提供して、人命・財産を守る。
- (6) 真実を伝える広告を行う。

(人権・人格)

第2条 人権と人格を尊重し個人や団体の名誉を傷つけたり職業を差別的に取り扱う放送はしない。

(人種・民族・国際関係)

第3条 人種的、民族的偏見や国際親善を妨げるような放送はしない。

(宗教)

第4条 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

(政治・経済)

第5条 政治的に公平に取扱い、重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重に扱う。また対立意見なども出来るだけ多くの視点から論点を明らかにする。

(家庭・社会)

第6条 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に扱わず、公安及び公益を乱すことなく、また、暴力行為はいかなる場合にもこれを是認しないものとする。

(犯罪)

第7条 犯罪については、法律を尊重し、犯罪者を英雄的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。

(性表現)

第8条 性に関することは、視聴者に困惑・嫌悪をいだかせないように、医学上・衛生上・教育上必要なものは除き、官能的な刺激を与えないように注意する。

(表現)

第9条 放送は、すべて分かりやすい表現を使い、その地方の人々に反感及び不快の念を与えないよう慎重に取り扱うものとする。また、市民に恐怖感、不安感又は不快感を与えるような表現はしない。

(編成)

第10条 放送の内容、表現及び放送時間の編成は、視聴者の生活時間との関係を十分に考慮するとともに適正かつ確実に扱うものとする。

(広告)

第11条 広告は、放送時刻を考慮し、不快感を与えないよう注意し、分かり易く、適正な表現を用い、視聴者に錯覚を与えるような表現はしない。

(その他)

第12条 本自主放送番組基準に定めのない事項については、(一社)日本ケーブルテレビ連盟の放送基準に準拠するものとする。

附 則

この基準は、平成18年1月27日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から改正実施する。